

姫路市小学校適正規模について

姫路市教育委員会

姫路市小学校適正規模について

～はぐくもう子どもの夢、高めあおう姫路の教育～

※ はじめに

○ 今後の教育の目標について

教育の目的は、人格の完成である。平成19年11月、中央教育審議会教育課程部会より、「教育課程部会におけるこれまでの審議のまとめ」が公表された。そして、平成20年1月の中央教育審議会答申を踏まえ、3月に学習指導要領を改正する告示が公示されたところである。それらによると、豊かな心、健やかな体、確かな学力をバランスよくはぐくみ、『生きる力』を育成するという教育の目的としての基本理念は変わっていない。学校教育では、教科の学習のみならず望ましい人間関係を構築する力など、社会性を育成することが大切であると考え。

○ 小学校適正規模検討委員会の趣旨

学校では、次代を担う子どもたちの健全な育成を図るために、様々な教育活動が行われている。その中には、教科指導だけではなく、一人一人の個性を伸ばしたり、望ましい人間関係を築くことができる力など、多様な人間関係を体感することによって育成できるものも少なくない。

しかしながら、近年の少子化で学校の小規模化が進み、子ども同士の人間関係づくりや学習指導、さらには学校運営の観点から、子どもたちにとって望ましい教育環境を確保することが難しい状況も生まれている。

また、一方では、宅地開発などに伴う児童数の増加により、過大規模校と言われる学校も存在することから、姫路市教育委員会では、小学校の適正な規模について基本的な考え方を整理していかなければならない時期にきていると考えている。

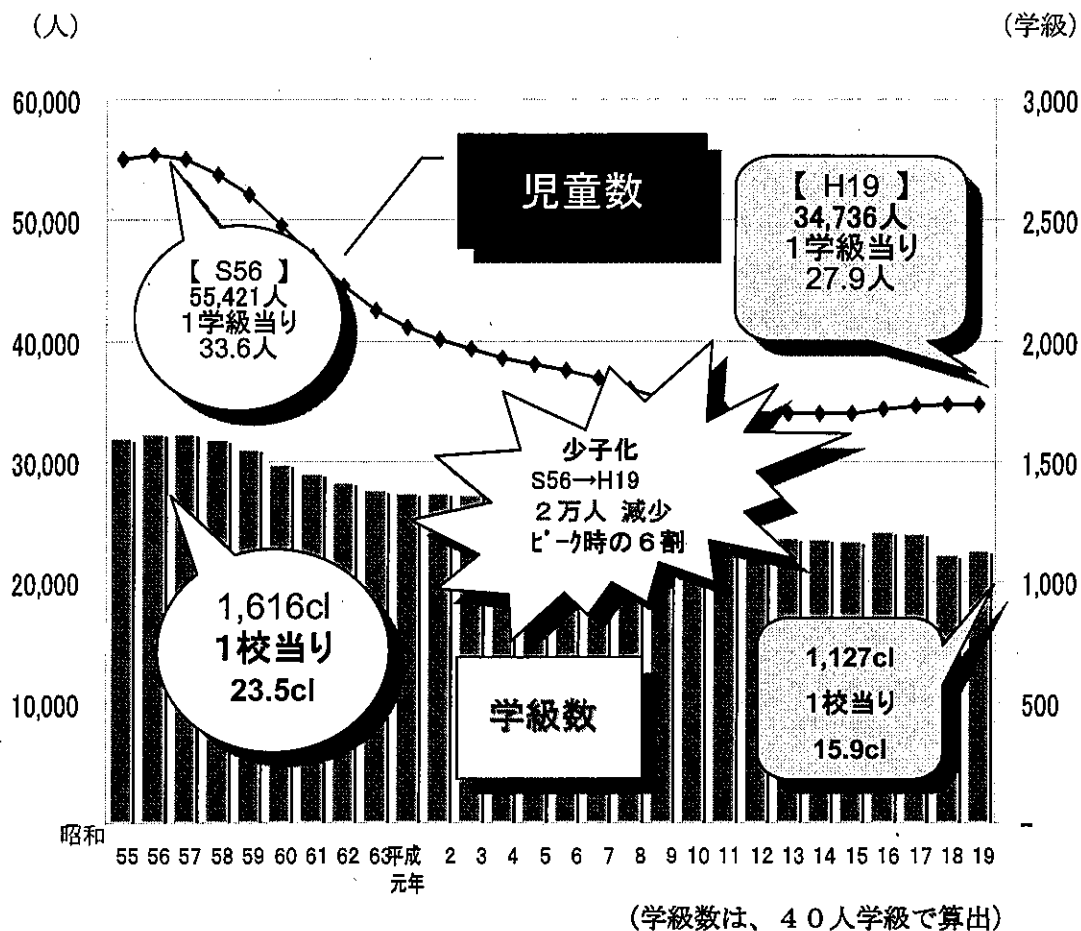
現在、姫路市における公立小学校の児童数は、第2次ベビーブーム世代のピーク時（昭和50年代半ば）に比べて6割程度であり、学校規模は、小規模校と大規模校に2極化しつつある。学校が過度に小規模化または大規模化すると、様々な教育上の支障が生じる。

そこで、姫路市小学校適正規模検討委員会では、これらの諸問題を解消するため、小学校の適正規模を検討し、その基本的な考え方をまとめた。

姫路市教育委員会は、姫路市小学校適正規模検討委員会の報告を受けて、姫路市の小学校における適正規模について、教育委員会としての考え方をまとめた。

平成21年3月
姫路市教育委員会

1 本市の小学校の児童数と学級数の変遷



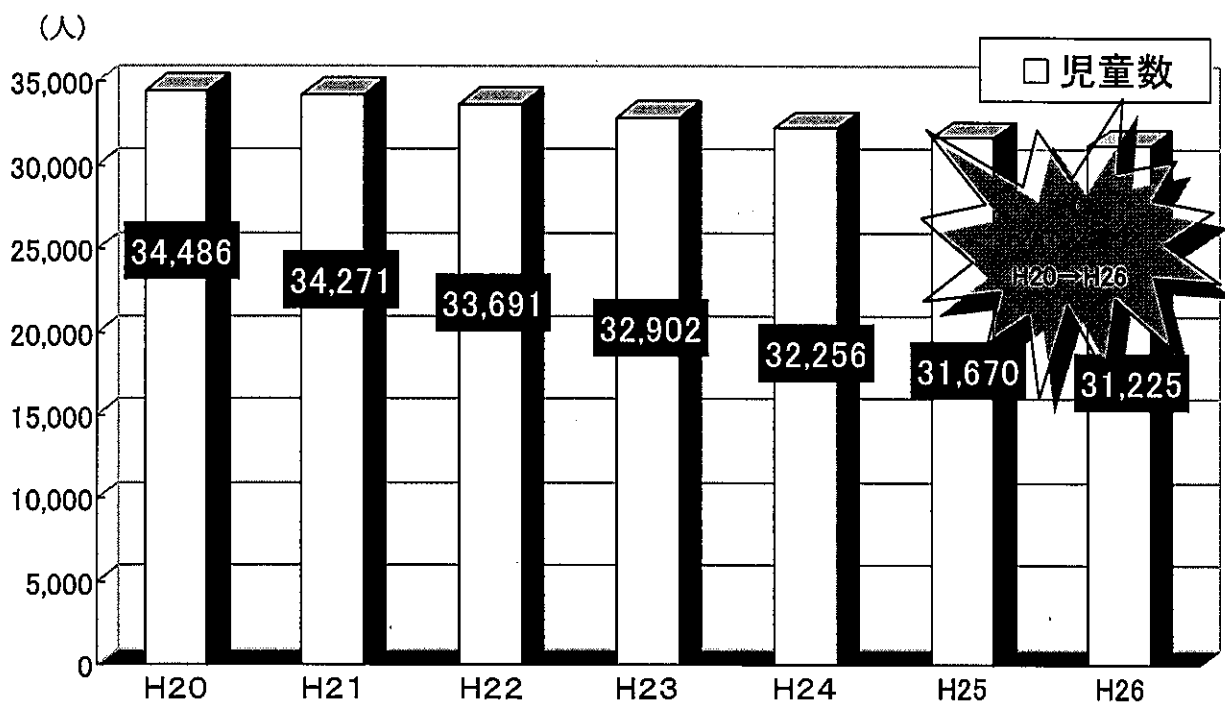
この図の折れ線グラフは、小学校の児童数、棒グラフは学級数を示している。それぞれの数値は、平成17年度以前については、合併前の1市4町の合計で算定している。

本市の小学校における児童数は、昭和56年度の55,421人をピークに減少傾向にあり、平成19年度においては、34,736人とピーク時の約6割となっており、2万人以上も減少している。

一方、小学校の数は昭和30年代より分離新設を繰り返し、児童数のピークである昭和56年度に69校、その後、昭和59年度に73校（分校2校を含む）に増加し、現在は、71校となっている。

このように、児童数は減少傾向にあるが、学校数はピーク時とほとんど変わらないため、学校の規模は、昭和56年度に1学校あたり23.5学級あったものが、平成19年度には15.9学級となっている。また、1学級あたりの児童数についても、昭和56年度には33.6人であったものが、平成19年度には27.9人となっている。

2 本市の小学校の今後の児童数の推移予測



(出典：平成20年度小学校児童数・学級数推計調査)

今後の小学校の児童数は、現在の0才から5才までの乳幼児数から推測すると、平成26年度には、平成20年度に比べさらに3,200人以上減少する見込みである。

このように、少子化による児童数の減少傾向は今後も続き、増加に転じる可能性は極めて低い。

3 法令上の学校規模について

学級数 法令	1～5 過小 規模	6～11 小規模	12～ 18 適正 規模	19～ 24 適正 規模	25～ 30 大規模	31～ 過大 規模
学校教育法施行規則 (第41条)						
義務教育諸学校等の 国庫負担等に関する法 律施行令 (第4条 第1・2項)						

学校の規模は、法令上においてこの表に示すような区分がなされている。

学校教育法施行規則では「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とし、地域の実態その他特別の事情がある場合にはこの限りでない」と示されている。

また、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令にも同様の規定があり、さらに、5学級以下の学校と12学級～18学級の範囲にある学校とを統合する場合には、24学級までを適正な学校規模と示している。

なお、昭和59年文部省助成課資料「これからの学校施設づくり」によると、11学級以下の学校は小規模校と、5学級以下の学校は過小規模校とされている。一方、25学級以上の学校は大規模校と、31学級以上の学校は過大規模校とされている。

4 本市の小学校規模の現状と将来推計

(単位：校)

学校規模	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
過小規模校	2	2	2	3	2	2	2
小規模校	18	19	21	21	24	26	27
適正規模校	38	36	34	35	34	32	32
大規模校	11	11	10	8	7	8	7
過大規模校	2	2	3	3	3	2	2
合計	71	70	70	70	70	70	70

(学級数は、40人学級で算出)

※ 平成21年度から統廃合により、小学校の総数は70校となる。

この一覧表は、今後の小学校の児童数の見通しや将来推計から、本市の小学校を法令等の区分に分類・整理し、規模別に集計したものである。

これを見ると、過小規模校を含む小規模校の数は、毎年増加し続け、逆に過大規模校を含む大規模校の数は、現状維持から減少傾向となっている。そして、小規模化の拡大に伴い、適正規模校が年々減少している。

また、平成20年度には、小規模校18校の中に全学年単学級の小学校が10校あり、隣接する2学年を合わせても14人未満の小学校も市内に2校ある。

※ 隣接する2学年の児童を合わせて14人未満の場合、複式学級とする。

5 児童数が少ない小学校の一般的な特徴

- (1) 単学級になると、児童は卒業まで同じ学級集団で過ごすことになり、人間関係が深化する反面、固定化もされるため、社会性やリーダー性が育ちにくい傾向がある。また、少年期にありがちな人間関係上の問題等が発生した場合には、学級編制替えによる問題の解消はできない。
- (2) 過度に小規模になると、話し合い活動や協同作業的な集団活動では、意見の多様性に欠けたり、全体の作業量も限られたりするため、学習内容の深まりや広がりを得られにくくなる傾向がある。また、多数の友だちの個性や良さに気づく機会も減るため、切磋琢磨しにくい傾向がある。

- (3) 過度に小規模になると、体育等でのサッカー、バレーボールなど児童に人気の高い集団ゲーム、音楽での合唱、合奏等、集団を前提にした学習そのものの成立が難しくなりやすい。
- (4) 中学校進学後に、急激に人数が増えるため、教師や友人との人間関係がうまくとれず、不適應を起こす場合もある。
- (5) 児童は、家族のような人間関係が作りやすい。
- (6) 1学級あたりの児童数が少ない場合は、教師は、一人一人の児童に目が行き届いたきめ細かい学習指導が、通常は行いやすい。
- (7) 学校、保護者及び地域住民が、お互いに身近なものとして受け止めやすいことが多い。

6 児童数が多い小学校の一般的な特徴

- (1) 学習面や生活面において、誰かがやってくれるだろうという消極的な児童と、切磋琢磨しながら伸びていこうとする積極的な児童に代表されるような二極化が生じる傾向がある。
- (2) 教師は、学年全体の児童数が多いため、一人一人の児童の細やかな様子がかみにくい場合が多い。
- (3) 過大規模校では、学年や学校全体で動く時に時間のロスが大きく、施設面においても十分に対応しにくいケースが生じやすい。
- (4) 過大規模校では、行事等で児童一人当たりの出演回数が少なく、参加意欲が低下しやすい傾向がある。
- (5) 多くの人とのかかわりが持て、人間関係の幅が広がり社会性が育ちやすい。
- (6) 色々な個性がぶつかり合う中で、切磋琢磨しやすい。
- (7) 人間関係上の問題等が発生した場合には、学級編制替えによる問題の解消が可能である。

※ 終わりに

全国的に少子化が進む中、姫路市の小学校においても昭和56年度をピークに、児童数の緩やかな減少が続いてきた。このため、多くの小学校で学級数が減少し、学校の小規模化が拡大してきた。こうした小学校の小規模化が進む現状は、各学校間において学校規模のアンバランスを生じさせている。生活や学習集団としての望ましい教育環境を保つためには、一定の規模を保つことが重要である。

姫路市教育委員会では、人間力の育成を念頭におき、本市の現状及び将来を勘案し、児童が健やかに育まれる教育環境を最優先として、以下のように、小学校における適正規模の基本的な考え方や基準等についてまとめた。

○ 小学校の適正規模についての考え方には、地域性があるが、小学校の学級数については、12学級以上24学級以下が望ましいと考える。そして、過小規模校及び過大規模校は、教育上の課題が多く、早期に解消される必要があると考える。

そこで、まず、5学級以下の過小規模校については、校区の見直しや統廃合も視野に入れた校区の再編を図るべきであると考えます。

そして、将来的には、小規模校の中でも全学年単学級の規模の学校は、適正規模の学校になるよう、検討される必要がある。

また、31学級以上の過大規模校は、体育館など学校施設の円滑な運用、学校行事の運営などを考慮すると、適正規模校に比べて学校運営に困難さが生じる場合もあると考えられる。しかし、適正規模を過大に超えることのみを理由として、ただちに分離・新設を行うべきではないと考える。それは、今後の推移予測から判断しても、児童数が減少傾向にあることと、過小規模校に比べて大きく教育効果が損なわれるわけではないこと、さらに、仮に分離した場合、新たに小規模校ができる懸念があることなどからである。

本市の子どもたちの夢をはぐくみ、豊かな人間性を培うため、適正規模での教育が拡大されることを強く望むところである。

